

# 遠山基金奨学制度募集要項（2020年度）

## 奨学金制度の概要

### 1) 奨学金給付額

マスタークラス受講料免除および奨学金として1名につき200,000円を授与。

### 2) 奨学期間

2020年8月17日（月）～30日（日）

※ 奨学期間中、草津に滞在すること。

### 3) 応募資格

- (1) 年齢不問
- (2) 向学心に富み、学業優秀であり、品行方正である者
- (3) 設立の主旨を理解し、将来、音楽家を志している者
- (4) 学資の支弁が困難と認められる者
- (5) 過去に当財団の奨学金制度を利用していない者
- (6) 上記(1)～(5)の資格及びその他当財団の定める条件を満たす者

### 4) 支給停止の要件

- (1) 受講が取りやめとなったとき
  - (2) 全期間の参加ができなくなったとき（マスタークラス、コンサートの鑑賞も含む）
  - (3) 傷病、疾病などのため受講の見込みがなくなったとき
  - (4) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
  - (5) 上記のほか、奨学生として適当でない事実があったとき
  - (6) その他奨学生としての資格を失ったとき
- ※ 学業が不良のとき、また法律を犯す行為だけでなく、倫理・道徳観念上、奨学生として不適切な行為があった場合は、給付額減額または給付停止となることがあります。

## 応募方法

### 1) 応募方法

- ・「遠山基金奨学制度申込フォーマット」にてWeb申込みをしてください。  
申込フォーマットは、公式ホームページ「アカデミー・奨学制度のご案内」のページにあります。  
URL: <https://kusa2.jp/academy/scholarship/>
- ・応募者本人が日本語または英語で入力してください。  
※ 提出された書類は、当財団の事業を遂行する目的以外には一切使用しません。

### 2) 応募書類

- ・遠山基金奨学制度申込フォーマット内に下記の1、2、5を入力し、3、4、5（5は該当時のみ）は添付してください。

#### 【提出物詳細】

#### 1. 応募動機（800字程度）

- ・申込フォーマットの所定の欄に、「なぜ奨学金を受けて参加するのか」を含む内容を具体的に記入すること。

#### 2. 映像音源

- ・6ヶ月以内に撮影した、演奏している様子がわかる10分程度の映像音源（曲目は自由）をYouTubeに限定公開し、URLを申込フォーマットの所定の欄に入力すること。  
※ 入力されたURLが閲覧できない場合は、審査対象外になります。

#### 3. 写真

- ・応募前6ヶ月以内に撮影したもの。

- ・白黒印刷（3cm×3cm）で使用予定のため、上半身正面、顔がわかるものをご用意いただき、正方形に切り取り加工したものを提出すること。
- ・ファイル名をローマ字表記の氏名にして（例：写真\_Taro Kusatsu）申込フォーマットの所定の欄に添付すること。

#### 4. 学生：在学証明書 / 学生以外の方：住民票写し

- ・2020年4月1日以降のもの。
- ・住民票の写しは、本人の続柄・本籍地が省略されているものは不可。
- ・ファイル名をローマ字表記の氏名にして（例：在学証明書\_Taro Kusatsu または住民票\_Taro Kusatsu）申込フォーマットの所定の欄に添付すること。  
 ※ 合格された場合、在学証明書、住民票写しの原本を郵送頂く事がありますので、原本は結果発表まで保管してください。紛失した場合は、合格取り消しになる場合がありますので、お気をつけください。

#### 5. 他の奨学金、助成金の有無

- ・2020年4月～2021年3月にかかる期間で受給が有る場合は、支給団体名、期間、金額等を証明する写しを提出すること。
- ・ファイル名をローマ字表記の氏名にして（例：他奨学金\_Taro Kusatsu）申込フォーマットの所定の欄に添付すること。

### 3) 応募期間

2020年5月7日（木）～22日（金）23:59

## 選考及び採用並びに奨学金の給付について

### 1) 選考

提出書類、資料映像を基に審査し、採用は選考委員会を経て、音楽監督および担当教授が決定します。

### 2) 選考結果通知・採用

可否に関係なく6月中旬までに選考結果通知をお送りします。

その通知をもって内定とし、8月17日に行われる草津アカデミー開講式への出席及び当公益財団指定の「確認書」の提出をもって正式採用とします。

### 3) 奨学金の支給時期

原則として、開講式後に半額を現金で支給、期間終了後に残り半額を現金にて支給。

### 4) 採用予定人数

2020年度：2名を予定

## 特徴

奨学金は給付とし、返済の義務はありません。

## 奨学生の義務

奨学生は以下に定める義務を履行する必要があります。

- (1) 奨学生は、募集要項に規定された内容を遵守し、資格条件に抵触することがあれば速やかに届け出ること
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、直ちにその旨を草津アカデミー事務局へ届け出ること
  1. 受講が困難になったとき
  2. 氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき
- (3) 当財団主催の行事に全て参加すること

#### 【問い合わせ先】

公益財団法人 群馬草津国際音楽協会  
草津夏期国際音楽アカデミー事務局

Tel:03-5790-5561 / Fax:03-5790-5562 / Mail:info@kusa2.jp